

# 山梨県障害者幸住条例の構成について

## 1 前提

山梨県障害者幸住条例（以下「条例」という。）の見直しであり、現行条例を基本として、必要な条項の加除等を行う。

## 2 改正条例の全体像

現行の条例	改正後の条例〔案〕
第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の自立と社会参加の促進</li> <li>・ 障害者幸住社会の実現</li> <li>・ 障害者の自助努力</li> <li>・ 県、市町村、事業者、県民の責務</li> <li>・ 財政上の措置</li> </ul>	第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人とない人の共生社会の実現を目的、基本理念等に反映する。</li> <li>・ 国の法令等を参考に、障害者の定義などを見直す。</li> </ul>
第2章 障害者の福祉の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、教育、文化活動等の福祉施策を規定</li> <li>・ 県等の努力義務</li> </ul>	第2章 障害者の福祉の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な施策を絞って内容等を見直す。</li> <li>・ 「福祉のまちづくり」をここで規定する。</li> </ul>
第3章 福祉のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設の定義</li> <li>・ 整備基準への適合</li> <li>・ 届出や指導等の手続き関連</li> </ul>	第3章 障害を理由とする差別の禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする差別の禁止について、分野ごとに具体的に規定する。</li> </ul>
第4章 雑則	第4章 障害者差別に関する相談・紛争防止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制の整備について規定する。</li> <li>・ 紛争解決について規定する。</li> </ul>
	（第5章 雑則）
	（第6章 罰則）
附則 1 施行期日	附則 1 施行期日 2 見直し条項

現行の第3章福祉のまちづくりについては、整理の状況によっては、章立てをする必要がある。